2　代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した被聴取者は、速やかに、別記第三十七号の五様式による代理人資格喪失届出書一通を地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

（利害関係人）

第二十五条の五　［略］

2　前項の規定による許可の申出は、利害関係人又はその代理人において別記第三十七号の六様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

［3・4　略］

（意見の聴取の期日又は場所の変更）

第二十五条の六　［略］

2　前項の申出は、別記第三十七号の八様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

［3・4　略］

（意見の聴取への出頭）

第二十五条の八　［1・2　略］

3　前項の申出は、別記第三十七号の十一様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出することによつて行うものとする。

4　［略］

（文書等の閲覧）

第二十五条の十二　［1・2　略］

3　第一項の規定による閲覧の求めについては、別記第三十七号の十四様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。ただし、前項の場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

［4・5　略］

（再入国の許可）

第二十九条　法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を申請しようとする外国人は、別記第四十号様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

［2・3　略］

4　第二十一条の三第五項の規定は第一項の申請について準用する。この場合において、第二十一条の三第五項中「第一項の規定」とあるのは「第二十九条第一項の規定」と、「第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは、「第二十九条第一項に定める申請書の提出及び同条第三項に定める手続」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人から依頼を受けた旅行業者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、第一項に定める申請書の提出及び第二項に定める手続を行うものとする。

［6～8　略］

2　代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した被聴取者は、速やかに、別記第三十七号の五様式による代理人資格喪失届出書一通を地方入国管理局に提出しなければならない。

（利害関係人）

第二十五条の五　［同上］

2　前項の規定による許可の申出は、利害関係人又はその代理人において別記第三十七号の六様式による申出書一通を地方入国管理局に提出して行うものとする。

［3・4　同上］

（意見の聴取の期日又は場所の変更）

第二十五条の六　［同上］

2　前項の申出は、別記第三十七号の八様式による申出書一通を地方入国管理局に提出して行うものとする。

［3・4　同上］

（意見の聴取への出頭）

第二十五条の八　［1・2　同上］

3　前項の申出は、別記第三十七号の十一様式による申出書一通を地方入国管理局に提出することによつて行うものとする。

4　［同上］

（文書等の閲覧）

第二十五条の十二　［1・2　同上］

3　第一項の規定による閲覧の求めについては、別記第三十七号の十四様式による申請書一通を地方入国管理局に提出して行うものとする。ただし、前項の場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

［4・5　同上］

（再入国の許可）

第二十九条　法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を申請しようとする外国人は、別記第四十号様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

［2・3　同上］

4　第二十一条の二第五項の規定は第一項の申請について準用する。この場合において、第二十一条の二第五項中「第一項の規定」とあるのは「第二十九条第一項の規定」と、「第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは、「第二十九条第一項に定める申請書の提出及び同条第三項に定める手続」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人から依頼を受けた旅行業者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、第一項に定める申請書の提出及び第二項に定める手続を行うものとする。

［6～8　同上］